

# 教育と法 I

(学習指導要領と教育課程の編成)

明星大学 教授

樋口 修資

# 1 教育課程の基準の設定について

**学校は、「公の性質」を有する**（教育基本法第6条）のものであり、**国は**、全国的な観点から、教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、学校が編成する教育課程についての**全国的な基準（ナショナル・ミニマム）の設定権**を有する。



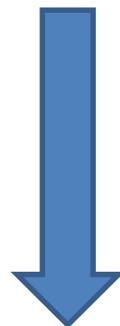
（昭和51年5月21日 永山中学校事件最高裁判決）  
「**国は**、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、憲法上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、**必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有する**ものと解さざるをえず、これを否定すべき理由ないし根拠は、どこにも見出せないのである。」

## 2 教育課程に関する法制

### 学校教育法第33条

「小学校の**教育課程に関する事項は**、第29条及び第30条の規定に従い、**文部科学大臣が定める。**」

第29条（小学校の目的）、  
第30条（小学校教育の目標）  
※中学校等に準用



【文部科学大臣の定め】

### 学校教育法施行規則第52条

「小学校の**教育課程については**、この節に定めるもののほか、**教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。**」

## 2 - 2「この節に定めるもの」とは

### 【教育課程編成の基本的要素】

- ①**教育課程の編成（第50条）**「小学校の教育課程は、・・・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成する」
- ②**授業時数（第51条）**「小学校の各学年における各教科・・・のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする」

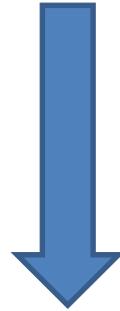
### 【教育課程編成の特例措置】

- ③**教育課程編成の特例（第53条）**、④**履修困難な各教科の学習指導（第54条）**、⑤**教育課程の研究上の特例（第55条）**、⑥**特色ある教育課程編成の特例（第55条の2）**、⑦**不登校児に対する教育課程編成の特例（第56条）**、⑧**日本語教育のための教育課程編成の特例（第56条の2）**、⑨**日本語教育授業の特例（第56条の3）**

### 3 学習指導要領について

- **学習指導要領**・・・文部科学大臣が定める教育課程の基準  
(最小限基準)

国公立学校を通じて適用される  
教育課程編成の準則であり、  
「法的拘束力」を有する。



- 「各学校においては、**教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い**、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、**適切な教育課程を編成するものとし**・・・」(小学校学習指導要領総則 第1 教育課程編成の一般方針)

## 3 - 2 学習指導要領の「基準性」とは

### 小学校学習指導要領 第1章総則

#### 第1 教育課程編成の一般方針

「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令・・・に従い、・・・適切な教育課程を編成するものとし・・・」

#### 第2 内容等の取扱いに関する共通事項

- 1 **第2章以下に示す**各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の**内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。**
- 2 **学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。**また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、**学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず、指導することができる。**➡ただし、各学年の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることがないように。

## 4 教育課程の編成

### 【教育課程の意義】

「学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である」



### 【教育課程の基本的要素】

- **学校の教育目標の設定** → 教育基本法及び学校教育法を踏まえる
- **指導内容の組織** → 学校教育法施行規則や学習指導要領に従う
- **授業時数の配当** → 学校教育法施行規則を踏まえる

## 4 - 2 教育課程編成に当たって

### 【学校教育の目的・目標】

**教育基本法** 教育の目的（第1条）及び目標（第2条）  
義務教育の目的（第5条2項）や学校教育の基本的  
役割（第6条2項）

**学校教育法** 義務教育の目標（第21条）  
小学校の目的（第29条）  
          目標（第30条） →→  
中学校の目的（第45条）  
          目標（第46条）  
高等学校の目的（第50条）  
          目標（第51条）  
特別支援学校の目的（第72条）

#### 「学力の3要素」

- ①基礎的な知識・技能の習得
- ②課題解決に必要な思考力・  
判断力・表現力等の育成
- ③主体的に学習に取り組む態度  
の養成

## 4-3 教育課程編成に当たって (2)

### 【指導内容の組織】

#### 学校教育法施行規則（第50条1項）

○ 教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動により編成すること（小学校の場合）

#### 学習指導要領

○各教科等の指導内容を学年段階に即して示している。各学校では、これらの基準に従うとともに地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階と特性を考慮して指導内容を組織する必要。

## 4-4 教育課程の編成に当たって (3)

### 【授業時数の配当】

○授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきもの。学校教育は一定の時間内に行われなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素。

○授業時数については、学校教育法施行規則第51条に各教科等の標準授業時数が定められているので、各学校はそれを踏まえ授業時数を定める。

## 小学校の標準授業時数について

〔 旧 〕

〔 現行 〕

学年 教科等	〔 旧 〕						計
	1	2	3	4	5	6	
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	— —	— —	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	114 (3.4)	155 (4.4)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	869
理科	— —	— —	70 (2)	90 (2.6)	95 (2.7)	95 (2.7)	350
生活	102 (3)	105 (3)	— —	— —	— —	— —	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	— —	— —	— —	— —	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	540
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	— —	— —	105 (3)	105 (3)	110 (3.1)	110 (3.1)	430
合計	782 (23)	840 (24)	910 (26)	945 (27)	945 (27)	945 (27)	5367

学年 教科等	〔 現行 〕						計
	1	2	3	4	5	6	
国語	306 (9)	315 (9)	245 (7)	245 (7)	175 (5)	175 (5)	1461
社会	— —	— —	70 (2)	90 (2.6)	100 (2.9)	105 (3)	365
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	— —	— —	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	— —	— —	— —	— —	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	— —	— —	— —	— —	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	597
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	— —	— —	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	280
外国語 活動	— —	— —	— —	— —	35 (1)	35 (1)	70
合計	850 (25)	910 (26)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5645

注：( ) 内は週当たりのコマ数。

## 中学校の標準授業時数について

〔 旧 〕

〔 現行 〕

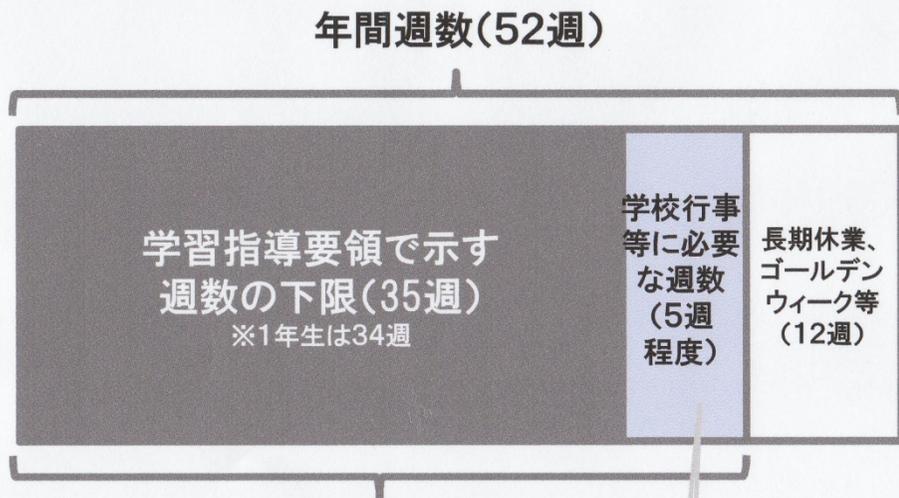
学年 教科等	〔 旧 〕			
	1	2	3	計
国 語	140 (4)	105 (3)	105 (3)	350
社 会	105 (3)	105 (3)	85 (2.4)	295
数 学	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315
理 科	105 (3)	105 (3)	80 (2.3)	290
音 楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
美 術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
保健体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	270
技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175
外国語	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315
道 徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
選択教科等	0~30 (0~0.9)	50~85 (1.4~2.4)	105~165 (3~4.7)	155~280
総合的な 学習の時間	70~100 (2~2.9)	70~105 (2~3)	70~130 (2~3.7)	210~335
合 計	980 (28)	980 (28)	980 (28)	2940

学年 教科等	〔 現行 〕			
	1	2	3	計
国 語	140 (4)	140 (4)	105 (3)	385
社 会	105 (3)	105 (3)	140 (4)	350
数 学	140 (4)	105 (3)	140 (4)	385
理 科	105 (3)	140 (4)	140 (4)	385
音 楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
美 術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
保健体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315
技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175
外国語	140 (4)	140 (4)	140 (4)	420
道 徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
総合的な 学習の時間	50 (1.4)	70 (2)	70 (2)	190
合 計	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)	3045

注：（ ）内は週当たりのコマ数。

# 小学校の年間総授業時数について(イメージ)

## ◆年間の授業週数



### 平均的な週数(40週)

※22年度実績(小学校5年生)。  
「平成25年度公立小・中学校における  
教育課程の編成・実施状況調査の結果」による

- 始業式、終業式等の儀式的行事
- 学芸会、鑑賞会等の文化的行事
- 運動会等の健康安全・体育的行事
- 遠足・集団宿泊的行事
- 地域社会の清掃活動、福祉施設との交流活動等の勤労生産・奉仕的行事
- 感染症や気象警報等による臨時休業日の振替 等

## ◆週あたりの授業コマ数(4年生～6年生)

	月	火	水	木	金
1					
2					
3	週28コマ				
4					
5					
6			クラブ活動 児童会活動	※	

※ 個別の児童に対する補充指導や生徒指導、  
学習や生活上の指導についての職員の情報  
連絡といった取組に充てられる時間

# 授業時数等

**【年間授業時数】**・・・各教科等の内容を指導するに必要な時数であり、これを下回ることは、学習指導要領の基準性の観点から適当ではない。

小学校の場合 850時間（小1）、910時間（小2）、945時間（小3）  
980時間（小4～6） ➡週28時間×年間35週

中学校の場合 1015時間 ➡週29時間×年間35週

**【1単位時間】**・・・児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、適切に定める。教育効果を高める観点から、授業時間の区切りの変更は可。

小学校の場合 45分 ➡例：実験・観察の理科授業（60分）

中学校の場合 50分 計算や漢字の反復学習（10分程度）

## 【時間割の弾力的な編成】

地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成できる。 ➡時間割を年間で固定せず、弾力的に組み替えることに配慮する必要。

## 5 教育課程編成と教育委員会の役割

### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

○第21条第5号において、教育委員会は、所管する公立学校の教育課程に関する事務を管理、執行することとされている。

○第33条第1項により、教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとされる。

○この規定に基づき、教育委員会は教育課程について規則などを設けている場合には、学校はそれに従って教育課程を編成しなければならない。

## 6 学習指導要領をめぐる最新動向（1）

### 「特別の教科 道徳」の創設

○平成27年3月の学校教育法施行規則及び小中学校等の学習指導要領の一部改正➡小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から全面实施

### 「小学校学習指導要領」第1章第1の2

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、・・・児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

○「特別の教科」の意義・・・①検定済教科書の使用、②各教科の指導とは異なり、専門の免許状が設けられていないこと、③各教科の評価とは異なり、指導要録等に示す指標として数値などによる評価は行わず、記述による評価を行うこと

## 6-2 学習指導要領をめぐる最新動向（2）

### 新しい学習指導要領の告示

○平成29年3月、**小中学校等の学習指導要領の全部を改正する告示**が公示。➡**小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面实施。**

（なお、高校は、平成29年度中に改訂の予定で、平成34年度から年次進行により実施の予定）

○改訂のポイント・・・①「**何を学ぶか**」という指導内容の見直しに加え、「**どのように学ぶか**」「**何ができるようになるか**」の視点からの**学習指導要領の改善**、②**主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）**の視点からの**学習過程の改善**、③**カリキュラム・マネジメント**の取組など。

○**指導内容の見直し**・・・**小学校5・6年生の外国語活動の教科化（週2コマ）**及び**小学校3・4年生の外国語活動の導入（週1コマ）**。各教科等で育む資質・能力が明確化され、目標や内容が構造的に示されている。